「5 救命いかだ」を「6 救命いかだ」に、「5.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ」を「6.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ」に、「5.1.1」を「6.1.1」に、「5.1.2」を「6.1.2」に、「5.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ」を「6.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ」に、「5.2.1」を「6.2.1」に、「5.2.2」を「6.2.2」に、「5.3」を「6.3」に、「6 救命浮環の数」を「7 救命浮環の数」に、「7 救命胴衣の数」を「8 救命胴衣の数」に、「8 イマーション・スーツ」を「9 イマーション・スーツ」に、「8.1 総数」を「9.1 総数」に、「8.2 救命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数」を「9.2 救命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数」に、「9 耐暴露服の数」を「10 耐暴露服の数」に、「10 救命設備において使用する無線設備」を「11 救命設備において使用する無線設備」に、「10.1 捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数」を「11.1 捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数」に、「10.1.1」を「11.1.1」に、「10.1.2」を「11.1.2」に、「10.2」を「11.2」に改める。

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第四条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

持運び式ガス検知装置		124,300	1個につき	2,100

を

持運び式ガス検知器	複合型のもの	194,900	1個につき	3,200
	その他のもの	148,400	1個につき	2,300

に

改める。

別表第一の二中

持運び式ガス検知装置		124,100	1個につき	2,050

を

持運び式ガス検知器	複合型のもの	194,700	1個につき	3,200
	その他のもの	148,200	1個につき	2,300

に

改める。

別表第二中

持運び式ガス検知装置			1個につき	1,850

を

持運び式ガス検知器	複合型のもの		1個につき	3,000
	その他のもの		1個につき	2,150

に

改める。

別表第二の二中

持運び式ガス検知装置			1個につき	1,850

を

持運び式ガス検知器	複合型のもの		1個につき	2,950
	その他のもの		1個につき	2,150

に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年七月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

2　施行日前に建造契約が結ばれ、又は建造に着手された船舶の持運び式ガス検知器については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第百十五条の三十二第二項の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備える場合に限り、管海官庁の指示するところによることができる。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

3　第三条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書とみなす。

告　示

○農林水産省告示第千三百五十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十七年十月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年六月二十四日　　農林水産大臣　森山　裕

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

有効期間が平成30年10月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第80661号	混合りん酸肥料	土づくり２号	株式会社JAアグリエール長野	長野県安曇野市堀金三田3360番地３
生第80668号	化成肥料	苦土マンガンほう素入り高度化成肥料020号	株式会社ダイシン	秋田県男鹿市船越字堂の前328番地２
生第80669号	化成肥料	苦土マンガンほう素尿素入り高度化成肥料302号	株式会社ダイシン	秋田県男鹿市船越字堂の前328番地２
生第80670号	化成肥料	高度化成肥料804号	株式会社ダイシン	秋田県男鹿市船越字堂の前328番地２
生第80676号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料B816号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第80693号	成形複合肥料	くみあい尿素入り粒状固形肥料323	日本肥糧株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第80699号	液状複合肥料	関菱液肥２号	関菱化学株式会社	茨城県土浦市右籾字宮塚3041番地の２
生第80700号	液状複合肥料	関菱液肥８号	関菱化学株式会社	茨城県土浦市右籾字宮塚3041番地の２
生第80705号	し尿汚泥肥料	乾燥汚泥肥料	塩釜地区消防事務組合	宮城県塩竈市尾島町17番22号
生第80709号	し尿汚泥肥料	し尿汚泥肥料さとみ１号	常陸太田市	茨城県常陸太田市金井町3690番地
生第80710号	し尿汚泥肥料	美土里	行方市	茨城県行方市麻生1561番地の９